

7 教教人第10号
令和 7 年 6 月10日

各都道府県教育委員会教職員人事主管課長
各政令指定都市教育委員会教職員人事主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
後 藤 教 至
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
常 盤 木 祐 一

障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に向けて（通知）

各教育委員会におかれては、日頃より、障害者の活躍推進に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。そして何より、障害のある方があらゆる分野で活躍できる社会を目指していくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、文部科学省としては、平成31年に「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」を策定し、また、これに基づき、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」を実施・公表したところです。今般、その後の各教育委員会の状況についてフォローアップを行い、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」として、調査結果を取りまとめましたのでお知らせします。

調査結果を踏まえた今後の取組のポイントについても記載していますので、各教育委員会における今後の取組の参考としていただき、引き続き障害者の活躍推進に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

令和6年度における各教育委員会における障害者雇用の状況は、都道府県全体で2.43%、指定都市全体で2.35%、合計で2.41%であり、いずれも前回調査より増加しているものの、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定められた雇用率である2.7%を下回る状況となっています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の

一部を改正する政令等の公布について」について（令和５年３月３日付４教教人第４１号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）」において周知したとおり、令和７年度から除外率の一律１０ポイントの引下げ、令和８年７月から法定雇用率の２．９％への引上げが予定されております。

もとより、教育委員会における障害者の雇用は、教育委員会における努力だけではなく、様々な方面から取組を進めることが不可欠です。特に、大学等における養成段階においても教員免許を取得する障害者を増やす取組が必要であり、文部科学省としては、引き続き、大学等に対しても障害者活躍推進のための取組を促すとともに、教職そのものの魅力向上及び発信による教職志願者全体の増加等に取り組めます。

その上で、国及び地方公共団体は、一般の民間事業者に対し率先して障害者を雇用すべき立場にあることも踏まえ、各教育委員会においても、厚生労働省からの適正実施勧告を受けた教育委員会に限らず、一層の障害者の採用拡大に努めていただくようお願いいたします。また、その際は、教育委員会全体としての障害者雇用の改善を図るためには、学校の事務職員、用務員等の職員や、学校以外の教育関係機関の職員、教育委員会事務局の職員も含めた改善が必要であると考えられます。

なお、厚生労働省からも、都道府県労働局やハローワークに対して、障害者雇用の促進に関して教育委員会に対する積極的な支援を行うよう通達がなされているところです。これらの機関による支援等を活用するなど、連携して障害者雇用の拡大に取り組むことも効果的だと考えられます。

今回の調査での各教育委員会からの回答内容を踏まえ、今後の障害者雇用の拡大に向けた取組として特にポイントとなると考えられる点を下記のとおり示しますので、調査結果の資料に記載された他自治体における取組とあわせて御参照いただき、各自治体の実情に応じて、取組を推進していただきますようお願いいたします。

【別添１】教育委員会における障害者雇用に関する調査

【別添２】「令和７年度における障害者雇用対策関係業務に係る重点的取組について」（令和７年３月３１日付職障発 ０３３１ 第７号厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長通知）（抜粋）

本件担当：文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課企画係 代表電話：０３-５２５３-４１１１ 内線：２４５６ E-MAIL： kyoikujinzai@mext.go.jp

記

1. 教職課程を有する大学等と教育委員会の連携

各教育委員会において、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7第1項に規定する協議会の活用等を通じて、国公立の教職課程を置く大学等をはじめとした多様な教育関係者等と連携協力を図るなど、障害者の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

協議会においては、教職課程における障害のある学生の支援等に関し、地域の実情に応じ、大学における教員養成の在り方、評価を伴わない学校でのインターンシップの受入れ等に関する協議などを行うことが考えられます。その際、教育実習は非常に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

2. 入職後の合理的配慮

障害のある教師等の教育関係職員が入職後も継続的に働き続けられるようにするためには、適切な合理的配慮が提供される必要があります。各教育委員会においては、本調査における他県市の取組事例等も踏まえ、指導体制や職務内容の配慮、相談支援体制の構築や業務を支援するための人員配置、人事異動における通勤等への配慮など、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい持続可能な体制づくりに取り組んでいただくようお願いします。

（参考）都道府県教育委員会における障害者雇用好事例集（令和3年度 厚生労働省）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000840503.pdf>)

3. 障害のある教職員が働きやすい環境整備

障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境を整備する観点からも、学校施設のバリアフリー化や学校のICT環境の整備は重要です。

文部科学省では、学校施設のバリアフリー化に係る指針や事例集を作成し、学校設置者に対して周知するとともに、国庫補助による財政支援を行うなど、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい学校施設整備を支援しています。

また、学校のICT環境の整備については、「学校のICT環境整備計画（2025～2027年度）」を策定し、地方財政措置を講じることとしております。

各教育委員会におかれては、施設整備担当主管課等も含め十分連携を図り、本調査における他県市の取組事例等も参考にしつつ、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境の整備に取り組んでいただくようお願いします。

4. 特例認定の活用

国・地方公共団体の機関においては、原則として任命権者ごとに障害者雇用義務を負っていますが、実態として、各機関の任免に関して影響力を持つ任命権者が一元的に対象障害者の任用に取り組むこととした方が障害者の雇用の促進・安定に資する場合、一定の要件のもとで、任命権者の枠を超えて障害者雇用率制度の適用を認める特例があります。具体的には、地方公共団体の機関（Ａ）と人的関係が緊密であるなどかわりが深い機関（Ｂ）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該Ｂ機関に勤務する職員を当該Ａ機関に勤務する職員とみなす特例が認められる場合があります。

各教育員会におかれては、それぞれの実情に応じて、特例認定の申請を検討いただくようお願いします。

5. 都道府県労働局、ハローワーク等との連携

厚生労働省からも、都道府県労働局やハローワークに対して、障害者雇用の促進に関して教育委員会に対する積極的な支援を行うよう通達がなされているところです。ハローワークは、職業紹介、雇用保険、雇用対策の３業務を一体的に実施することで、効果的な支援を可能とする機関であるとともに、障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション機関として、障害者に対する専門的な職業相談・職業紹介や、地域の関係機関と連携し、入職だけでなく、定着のための伴走支援等も行っています。また、個別面接会の開催や各種セミナー等も行っているため、これらの機関による支援等を活用するなど、連携して障害者雇用の拡大に取り組んでいただくようお願いします。